

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【公開番号】特開2018-110028(P2018-110028A)

【公開日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-026

【出願番号】特願2018-40359(P2018-40359)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/06 (2012.01)

G 06 Q 20/38 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 20/06 3 0 0

G 06 Q 20/38 3 1 2

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月25日(2018.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1ユーザが有する第1ユーザ端末(A)と、カード会社の加盟店である第2ユーザが有する第2ユーザ端末(B)と、前記第1ユーザ端末(A)および前記第2ユーザ端末(B)と通信回線を介して通信可能であり、少なくとも前記第1ユーザの電子マネーを記憶する電子マネー管理サーバ(300)とを用いて、前記第1ユーザから前記第2ユーザへの電子マネーの送金を行う電子マネー送金方法であって、

前記電子マネー管理サーバ(300)および前記第1ユーザの端末(A)は、前記第1ユーザの情報および/又はその情報と関連付けられた第1の証明情報を格納しているものであると共に、前記電子マネー管理サーバ(300)および前記第2ユーザ端末(B)は、前記第2ユーザの情報および/又はその情報と関連付けられた第2の証明情報を格納しているものであり、

この方法は、

前記送金の際、

記第1ユーザ端末(A)が、前記第2ユーザ端末(B)が出力した前記第2の証明情報の少なくとも一部の情報である第2端末情報を受けとり、前記第1ユーザ端末(A)を介して前記第2端末情報が前記電子マネー管理サーバ(300)に送信されるようになっていると共に、

前記第2ユーザ端末(B)が、前記第1ユーザ端末(A)が出力した前記第1の証明情報の少なくとも一部の情報である第1端末情報を受けとり、この第2ユーザ端末(B)が前記カード会社のシステムを介して前記第1端末情報が前記電子マネー管理サーバ(300)に送信されるようになっており、

前記電子マネー管理サーバ(300)は、前記カード会社のシステムを含むものであり

前記電子マネー管理サーバ(300)は、

前記第1ユーザ端末(A)から受信した前記第2端末情報が前記電子マネー管理サーバ(300)に格納されている前記第2の証明情報と対応しているか否か、および前記第2ユーザ端末(B)から受信した前記第1端末情報が前記電子マネー管理サーバ(300)

0)に格納されている前記第1の証明情報と対応しているか否かを少なくとも判断することにより、前記第1ユーザ端末(A)および前記第2ユーザ端末(B)の認証を行う認証工程と、

前記第1ユーザ端末(A)から前記第2ユーザへの電子マネーの送金指示を受信すると共に、前記第2ユーザ端末(B)から前記第1ユーザからの電子マネーの受取指示を受信し、さらに前記第1ユーザ端末(A)から前記第2ユーザへの送金額の受信又は前記第2ユーザ端末(B)から前記第1ユーザからの受取額の受信を行う工程と、

前記第1ユーザ端末(A)から受信した前記送金額又は前記第2端末(B)から受信した前記受取額が前記電子マネー管理サーバ(300)に記憶されている前記第1ユーザの電子マネーの残額内であるか否かの判断を少なくとも行う決済判断工程と、

前記決済判断工程において前記残額内であると判断されると、前記第受信した前記送金額/受取額を、前記第1ユーザから前記カード会社の加盟店である前記第2ユーザへの送金する決済処理を行う決済工程と

を行う

ことを特徴とする電子マネー送金方法。

【請求項2】

第1ユーザが有する第1ユーザ端末(A)と、カード会社の加盟店である第2ユーザが有する第2ユーザ端末(B)と、前記第1ユーザ端末(A)および前記第2ユーザ端末(B)と通信回線を介して通信可能であり、少なくとも前記第1ユーザの電子マネーを記憶する電子マネー管理サーバ(300)とを用いて、前記第1ユーザから前記第2ユーザへの電子マネーの送金を行う電子マネー送金方法であって、

前記電子マネー管理サーバ(300)および前記第1ユーザの端末(A)は、前記第1ユーザの情報および/又は前記第1ユーザ端末(A)の情報と関連付けられた第1の証明情報を格納しているものであると共に、前記電子マネー管理サーバ(300)および前記第2ユーザ端末(B)は、前記第2ユーザの情報および/又は前記第2ユーザ端末(B)の情報と関連付けられた第2の証明情報を格納しているものであり、

この方法は、

前記送金の際、前記第1ユーザ端末(A)が、前記第2ユーザ端末(B)が出力した、前記第2の証明情報の少なくとも一部の情報である第2端末情報と、前記第2ユーザが前記第1ユーザから受取る電子マネーの受取額と、を受信し、前記第1ユーザ端末(A)を介して、前記第2端末情報及び前記電子マネーの受取額が前記電子マネー管理サーバに送信されるようになっており、

前記電子マネー管理サーバ(300)は、前記カード会社のシステムを含むものであり

、
前記電子マネー管理サーバ(300)は、

前記第1ユーザ端末(A)から、前記第1ユーザ端末(A)の証明情報の少なくとも一部の情報である第1端末情報と、前記第2端末情報とを受信する工程と、

前記第1ユーザ端末(A)から受信した前記第1端末情報が前記電子マネー管理サーバ(300)に格納されている前記第1の証明情報と対応しているか否かの判断と、前記第2端末情報が前記電子マネー管理サーバ(300)に格納されている前記第2の証明情報と対応しているか否かの判断とを少なくとも行うことにより、前記第1ユーザ端末(A)および前記第2ユーザ端末(B)の認証を行う認証工程と、

前記第1ユーザ端末(A)から、前記第2ユーザへの電子マネーの送金指示と、前記受取額とを受信する工程と、

前記第1ユーザ端末(A)から受信した前記受取額が前記電子マネー管理サーバ(300)に記憶されている前記第1ユーザの電子マネーの残額内であるか否かを少なくとも判断する決済判断工程と、

前記決済判断工程において前記残額内であると判断されると、前記第受信した前記送金額/受取額を、前記第1ユーザから前記カード会社の加盟店である前記第2ユーザへの送金する決済処理を行う決済工程と

を行う

ことを特徴とする電子マネー送金方法。

【請求項3】

第1ユーザが有する第1ユーザ端末(A)と、カード会社の加盟店である第2ユーザが有する第2ユーザ端末(B)と、前記第1ユーザ端末(A)および前記第2ユーザ端末(B)と通信回線を介して通信可能であり、少なくとも前記第1ユーザの電子マネーを記憶する電子マネー管理サーバ(300)とを有し、前記第1ユーザから前記第2ユーザへの電子マネーの送金を行う電子マネー送金システムであって、

前記電子マネー管理サーバ(300)および前記第1ユーザの端末(A)は、前記第1ユーザの情報および/又は前記第1ユーザ端末(A)の情報と関連付けられた第1の証明情報を格納しているものであると共に、前記電子マネー管理サーバ(300)および前記第2ユーザ端末(B)は、前記第2ユーザの情報および/又は前記第2ユーザ端末(B)の情報と関連付けられた第2の証明情報を格納しているものであり、

このシステムは、

前記送金の際、前記第1ユーザ端末(A)が、前記第2ユーザ端末(B)の前記第2の証明情報の少なくとも一部の情報である第2端末情報と、前記第2ユーザが前記第1ユーザから受取る電子マネーの受取額とを受信し、この第1ユーザ端末(A)を介して前記第2端末情報及び前記電子マネーの受取額が前記電子マネー管理サーバ(300)に送信されるようになっており、

前記電子マネー管理サーバ(300)は、前記カード会社のシステムを含むもので

前記電子マネー管理サーバ(300)は、

前記第1ユーザ端末(A)から、前記第1ユーザ端末(A)の証明情報の少なくとも一部の情報である第1端末情報と、前記第2端末情報とを受信する手段と、

前記第1ユーザ端末(A)から受信した前記第1端末情報が前記電子マネー管理サーバ(300)に格納されている前記第1の証明情報と対応しているか否か、および前記第2端末情報が前記電子マネー管理サーバ(300)に格納されている前記第2の証明情報と対応しているか否かを少なくとも判断することにより、前記第1ユーザ端末(A)および前記第2ユーザ端末(B)の認証を行う認証手段と、

前記第1ユーザ端末(A)から、前記第2ユーザへの電子マネーの送金指示と、前記受取額とを受信する手段と、

前記第1ユーザ端末(A)から受信した前記受取額が前記電子マネー管理サーバ(300)に記憶されている前記第1ユーザの電子マネーの残額内であるか否かを少なくとも判断する決済判断手段と、

前記決済判断手段において前記残額内であると判断されると、前記第受信した前記送金額/受取額を、前記第1ユーザから前記カード会社の加盟店である前記第2ユーザへの送金する決済処理を行う決済手段と

を有する

ことを特徴とする電子マネー送金システム。

【請求項4】

第1ユーザが有する第1ユーザ端末(A)と、カード会社の加盟店である第2ユーザが有する第2ユーザ端末(B)と、前記第1ユーザ端末(A)および前記第2ユーザ端末(B)と通信回線を介して通信可能であり、少なくとも前記第1ユーザの電子マネーを記憶する電子マネー管理サーバ(300)とを用いて、前記第1ユーザから前記第2ユーザへの電子マネーの送金を行う電子マネー送金方法であって、

前記電子マネー管理サーバ(300)および前記第1ユーザの端末(A)は、前記第1ユーザの情報および/又はその情報と関連付けられた第1の証明情報を格納しているものであると共に、前記電子マネー管理サーバ(300)および前記第2ユーザ端末(B)は、前記第2ユーザの情報および/又はその情報と関連付けられた第2の証明情報を格納しているものであり、

この方法は、

前記送金の際、前記第2ユーザ端末（B）が、前記第1ユーザ端末（A）から前記第1の証明情報の少なくとも一部を受け取り、前記第2ユーザ端末（B）が前記カード会社のシステムを介して前記第1の証明情報の少なくとも一部が前記電子マネー管理サーバに送信されるようになっており、

前記電子マネー管理サーバ（300）は、前記カード会社のシステムを含むものであり

前記電子マネー管理サーバ（300）は、

前記第1の証明情報の少なくとも一部を受け取った第2のユーザ端末（B）が前記電子マネー管理サーバ（300）に格納されている前記第2の証明情報と対応しているか否かの判断と、前記第1のユーザ端末（A）が前記電子マネー管理サーバ（300）に格納されている前記第1の証明情報と対応しているか否かの判断を少なくとも行うことにより、前記第1ユーザ端末（A）および前記第2ユーザ端末（B）の認証を行う認証工程と、

前記第2ユーザから、前記第1ユーザからの電子マネーの受取指示と、受取額とを受信する第3受信工程と、

前記第2ユーザから受信した前記受取額が前記電子マネー管理サーバ（300）に記憶されている前記第1ユーザの電子マネーの残額内であるか否かの判断を少なくとも行う決済判断工程と、

前記決済判断工程において前記残額内であると判断されると、前記第3受信手段で受信した前記受取額を、前記第1ユーザから前記カード会社の加盟店である前記第2ユーザへの送金する決済処理を行う決済工程と

を行う

ことを特徴とする電子マネー送金方法。

【請求項5】

第1ユーザが有する第1ユーザ端末（A）と、カード会社の加盟店である第2ユーザが有する第2ユーザ端末（B）と、前記第1ユーザ端末（A）および前記第2ユーザ端末（B）と通信回線を介して通信可能であり、少なくとも前記第1ユーザの電子マネーを記憶する電子マネー管理サーバ（300）とを用いて、前記第1ユーザから前記第2ユーザへの電子マネーの送金を行う電子マネー送金システムであって、

前記電子マネー管理サーバ（300）および前記第1ユーザの端末（A）は、前記第1ユーザの情報および／又はその情報と関連付けられた第1の証明情報を格納しているものであると共に、前記電子マネー管理サーバ（300）および前記第2ユーザ端末（B）は、前記第2ユーザの情報および／又はその情報と関連付けられた第2の証明情報を格納しているものであり、

このシステムは、

前記送金の際、前記第2ユーザ端末（B）が、前記第1ユーザ端末（A）から前記第1の証明情報の少なくとも一部を受け取り、前記第2ユーザ端末（B）が前記カード会社のシステムを介して前記第1の証明情報の少なくとも一部を前記電子マネー管理サーバに送信されるようになっており、

前記電子マネー管理サーバ（300）は、前記カード会社のシステムを含むものであり

この電子マネー管理サーバ（300）は、

前記第1の証明情報の少なくとも一部を受け取った第2のユーザ端末（B）が前記電子マネー管理サーバ（300）に格納されている前記第2の証明情報と対応しているか否か、および前記第1のユーザ端末（A）が前記電子マネー管理サーバ（300）に格納されている前記第1の証明情報と対応しているか否かを少なくとも判断することにより、前記第1ユーザ端末（A）および前記第2ユーザ端末（B）の認証を行う認証手段と、

前記第2ユーザから、前記第1ユーザからの電子マネーの受取指示と、受取額とを受信する第3受信手段と、

前記第2ユーザから受信した前記受取額が前記電子マネー管理サーバ（300）に

記憶されている前記第1ユーザの電子マネーの残額内であるか否かの判断を少なくとも行う決済判断手段と、

前記決済判断手段において前記残額内であると判断されると、前記第3受信手段で受信した前記受取額を、前記第1ユーザから前記カード会社の加盟店である前記第2ユーザへの送金する決済処理を行う決済手段と

を有する

ことを特徴とする電子マネー送金システム。